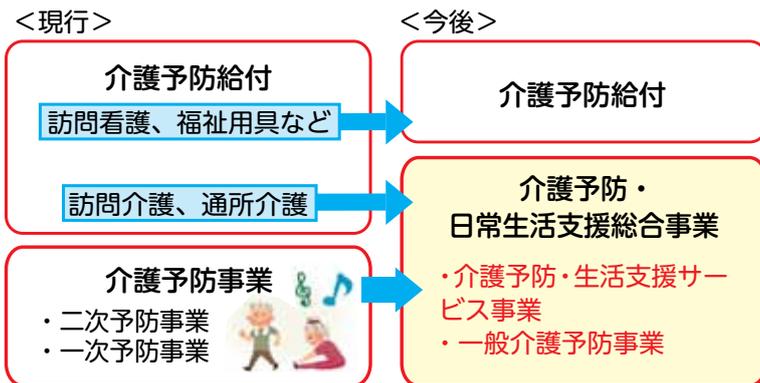


平成 28 年 10 月開始

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

平成37年には団塊の世代が75歳を迎えるなど少子高齢化が進行していく中、要支援者などの高齢者の多様な生活支援のニーズを地域全体で支えることを目的として、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を平成28年10月から開始します。

健康福祉課介護保険係 ☎ ②5 1186
 地域包括支援センター ☎ ②5 1182



このように変わります
 総合事業には、要支援認定を受けたかたや基本チェックリストにより生活機能の低下がみられたかたが利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべてのかたが利用できる「一般介護予防事業」があります。
 これまでの「介護予防事業」が、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」として再編され、介護予防給付の「訪問介護」と「通所介護」が組み入れられることとなりました。

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①要介護認定で「要支援1・2」と認定されたかた
- ②要介護認定を受けていないかたで「基本チェックリスト(※)」に該当し、「事業対象者」と判定されたかた（40歳～64歳までのかた（第2号被保険者）は、要支援認定が必要になります）
 ※基本チェックリスト…要介護認定で非該当（自立）のかたや要介護認定を受けていないが介護が必要になる可能性が高いと見込まれるかたに対して、判定を行う質問項目



事業内容

	類 型		事 業 名	利用料
通所型	現行の通所介護相当（みなし・独自）		介護予防通所介護	1割または2割
	多様なサービス	通所型サービスA（緩和基準）	半日デイサービス（とばらんす運動A）	1割または2割
		通所型サービスC（短期集中予防）	お元氣くらぶ（とばらんす運動C）	無料
訪問型	現行の訪問介護相当（みなし・独自）		介護予防訪問介護	1割または2割
	多様なサービス	訪問型サービスC（短期集中予防）	専門職の訪問による短期集中指導	無料

一般介護予防事業

要介護状態の有無にかかわらず、すべての高齢者を対象に事業を行います。

- 介護予防教室（運動・栄養・口腔）など
- 自主的に各地区で行っている高齢者ビデオ体操
- 地域リハビリテーション活動支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の利用の流れ

65歳以上のかたおよび要支援認定者
 地域包括支援センターもしくは介護保険係に相談

明らかに要介護状態の場合
 または介護保険のサービス利用を
 希望する場合

要介護（要支援）認定申請

基本チェックリストを受ける

要介護のかた

要支援
1・2のかた

非該当のかた

生活機能の低下が
みられたかた

自立した生活が
送れるかた

居宅介護支援事業所が
ケアプランを作成

地域包括支援センターがケアプラン作成
または介護予防ケアマネジメント

介護保険の
介護サービス

介護保険の
介護予防サービス
*従来の介護予防サービス
このうち、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、介護予防・生活支援サービス事業に移行します。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 訪問型サービス
(現行の訪問介護相当、訪問型サービスC)
- 通所型サービス
(現行の通所介護相当、通所型サービスA、通所型サービスC)

一般介護予防事業

- 介護予防教室(運動・栄養・口腔)など
- 自主的に行っている高齢者ビデオ体操
- 地域リハビリテーション活動支援事業

